

(様式第1号)

令和5年11月22日

## 奈良県地域貢献サポート基金 団体登録申請書

奈良県知事 殿

団体所在地

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目1-31

団体名

特定非営利活動法人フードバンク奈良

役職

代表理事

代表者名 平川理恵

(連絡先 TEL [REDACTED] 担当者 平川 )

「奈良県地域貢献サポート基金」の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 団体概要書 (様式第2号) ※</li> <li>② 団体の役員名簿 (様式第3号) ※</li> <li>③ 団体の定款、規約、会則等 ※</li> <li>④ 直近1年間の事業報告書 (書式は自由です) ※</li> <li>⑤ 直近1年間の活動計算書 (書式は自由です) ※</li> <li>⑥ 団体目的等についての誓約書 (様式第4号)</li> <li>⑦ その他参考資料 (団体紹介パンフレット、機関紙 等)</li> </ul>
---------	---

(注) NPO法人の場合、③～⑥については提出不要です。

(注) 登録団体として認められた場合、添付書類のうち※印の付いたものは、基金ホームページ上で一般に公開します。また、提出いただいた書類の返却はいたしません。

(様式第2号)

団体概要書

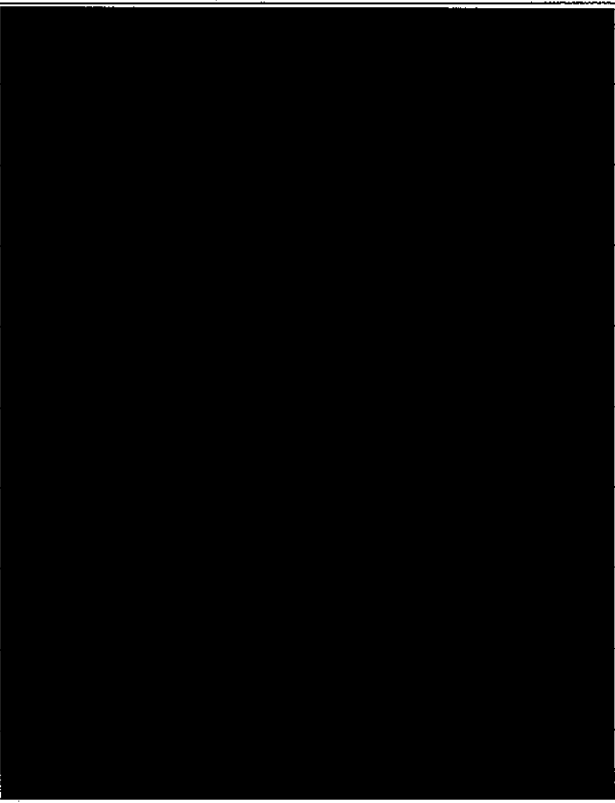
団体の名称	特定非営利活動法人フードバンク奈良
団体所在地	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目1-31
活動の開始年月	2017年 12月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2020年 1月 22日 所轄: 奈良地方法務局
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 <input checked="" type="radio"/> 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ <input checked="" type="radio"/> 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子 どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 <input checked="" type="radio"/> 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県内
現在の活動内容	十分に食べられるが利用されない食品を企業や団体、個人から募り、子ども食堂や社会福祉協議会、ひとり親家庭など食品を必要とする人や団体に提供する活動を行っている。 また、食品ロス削減の啓発活動を行ったり、高校の授業でフードロスについて紹介。家庭で使われない食品の寄付を募るフードライブなどを各地で実施している。 公民館や人権集会などでフードバンク活動について紹介する講演や、高校生などに教育の一環としてのフードライブ活動を支援している。 個人会員数 29人 : 団体賛助会員2 団体 : 専従職員 7人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	2022年度は企業や個人等から約54tの食品の寄付をいただき、子ども食堂などのべ699団体に提供。奈良市子ども育成課のフードバンク事業を受託し、ひとり親家庭などのべ2609世帯に食品を提供した。また、奈良市の事業として、2カ月に1度、ひとり親家庭1世帯につき10キロの米を宅配する事業を受託し、宅配にかかる事務を行っている。こども食堂を紹介するセミナーなども開催した。 子どもたちに食品を提供するだけでなく、食を通じた様々な体験の機会を提供するため、森田記念福祉財団の寄付を受け、イチゴ狩りを実施し、約180人にイチゴ狩りを提供した。また、令和5年度の奈良県サポート基金の寄付を受け、ミカン狩りも実施した。 私立通信制の第一学院奈良キャンパスの高校生らが奈良ファミリーで行ったフードライブ活動に協力。フードバンク活動を紹介するとともに、フードライブの方法などを伝えた。 そのほか、県立高校の授業でフードバンク活動を紹介したり、フードライブの方法を伝えるなど普及啓発活動を行っている。
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	令和5年度、子どもたちを対象にイチゴ狩りやミカン狩りを実施し、非常に好評だった。様々な課題を抱える子どもたちや子育て家庭にとっては、いろいろなことを体験できる機会が乏しい。食を通じた体験や学びの機会を提供する活動を行いたい。多くの方が、人とひとのつながりを感じ、物質的、精神的な豊かさを感じることができると感じている活動を行っていきたい。

(様式第3号)

令和5年 11月22日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： 特定非営利活動法人フードバンク奈良

役 職 名	氏 名	住 所
理事	平川 理恵	
理事	岡本 善弘	
理事	小南 昌紀	
理事	北井 悟司	
理事	西岡 優	
理事	木谷 慎一郎	
理事	田中 伸一	
理事	米田 伸也	
監事	森山 欣哉	
監事	岡村 猛	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。



特定非営利活動法人フードバンク奈良 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンク奈良という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目1-31に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設や生活困窮者に届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図る。さらに、子ども食堂や地域のサロン活動への食品供給を通じて、地域のコミュニティづくりを支援するとともに、関係機関や団体と連携し、だれもが食を分かちあい心豊かに暮らしていける社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - (1) フードバンク活動事業
  - (2) フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発活動事業
  - (3) フードバンクにかかわる関係機関・団体との連絡調整事業
  - (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員



(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員



(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。



(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条に





において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任するこ



とができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。



(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計



(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。



(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議



決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名
代表理事	渡邊 一城
副代表理事	平川 理恵
理事	大塚 徹
理事	立石 智代
理事	中山 眞由美
監事	清水 順子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 会費 10,000円(年額) 入会金 0円

(2) 賛助会員

個人会員 会費 2,000円(年額) 入会金 0円

団体会員 会費 10,000円(年額) 入会金 0円



## 2022年度 事業報告書

2022年4月1日から 2023年3月31日まで

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

### 1 事業の成果

特定非営利活動法人フードバンク奈良は、2020年1月に特定非営利活動法人の認証を得て、今期で3年目を迎えました。新型コロナウイルスの感染状況はやや収束に向かいつつありますが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響などで食品や光熱水費等、生活必需品の値上がりが相次ぎ、生活の厳しさを感じる人や増えています。

コープふれあいセンター六条を拠点に、県内のこども食堂や福祉施設、市町村社協に食品を提供する活動とともに、奈良市から奈良市フードバンク事業を受託し、奈良市内のひとり親家庭等に食品を提供する事業などを行いました。フードバンクから食品を提供する登録団体は137団体、奈良市内のひとり親家庭には1年間で2,609世帯に食品を提供、米の宅配事業では18,943世帯に1世帯あたり10kgの米を宅配しました。

そのほか、奈良県農業協同組合から寄付を受けた米5トンや、森田記念福祉財団から寄付を受けた農産物をこども食堂等に提供する活動、災害により配送できなかった食品を食品企業から譲り受け、福祉施設などに提供する活動などを行い、食品の取扱量は大きく伸びました。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
<u>フードバンク</u> <u>活動事業</u>	企業や団体、個人から提供を受けた食品を、こども食堂や障害者支援団体、生活困窮者支援団体等に提供した。	毎月第1・ 第3火曜日	コープふれ あいセンタ ー六条（奈 良市六条2 丁目）	のべ約 240人	こども食堂・障 害者団体・児童 福祉施設・社会 福祉協議会等 のべ699団体、 約1万3000人	700
	奈良市の事業委託を受け、市内の子育て家庭に食品を配布した。	6～8月 11～1月 1～3月	奈良市内	のべ約 1000人	奈良市内の 2,609世帯約 3,000人	4200
	奈良市の事業委託を受け、ひとり親世帯等に米の宅配事業を行った	通年	奈良市内	10人	奈良市内の 18,943世帯	16000

	奈良市内の特に見守りが必要な子育て家庭を定期的に訪問する「奈良市見守り強化事業」を行った。	通年	奈良市内	3人	8世帯16人	777
	食品企業から賞味期限の短い食品を譲り受け、必要とする人や団体に提供した。	通年	奈良県内	のべ約30人	こども食堂、福祉施設など約40団体、約1,000人	300
<u>フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発活動事業</u>	食品ロス削減やフードバンク活動を紹介するパネルを作成し、流通事業者や自治体と連携して食品ロス削減の啓発活動とフードドライブを行った。	通年	奈良県内	のべ約60人	奈良県民約200人	70
	フードバンクに食品を寄贈されている企業・団体と、食品を渡している団体と交流会を行った	2月	天理市の天理教旭日大教会	20人	参加者約40人	100
	地球環境保全団体交流会でパネル展示	12月19日	県立奈良文化会館	2人	交流会参加者約200人	0
	会報紙発行	2月	コープふれあいセンター六条ほか	10人	会報誌送付先等3,000人	130
<u>フードバンクにかかわる関係機関・団体との連絡調整事業</u>	自治会や公民館、企業、団体等からの依頼を受け、または動きかけ、フードドライブを実施した	通年	奈良県内	のべ約100人	奈良県民	60
<u>その他目的を達成するために必要な事業</u>	公民館や団体等からの依頼を受け、フードバンク活動の活動報告を行った。	通年	奈良県内	約50人	公民館の利用者、団体の構成メンバー等	0



# 決 算 報 告 書

第 4期

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目1番31

# 活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取会費】

正会員受取会費	190,000	
賛助会員受取会費	112,000	302,000

### 【受取寄付金】

受取寄付金		2,340,102
-------	--	-----------

### 【受取助成金等】

受取助成金		1,816,385
-------	--	-----------

### 【事業収益】

受取事業収益		20,196,012
--------	--	------------

### 【その他収益】

受取利息	44	
雑収益	141,700	141,744

経常収益計

24,796,243

## 【経常費用】

### 【事業費】

#### (人件費)

職員給与(事業)	3,423,600
ボランティア謝金(事業)	389,763
法定福利費(事業)	4,456
通勤費(事業)	396,260
人件費計	4,214,079

#### (その他経費)

諸謝金	41,136
消耗品費(事業)	838,315
備品費(事業)	239,002
食糧費(事業)	609,733
業務委託費(事業)	529,098
旅費交通費(事業)	172,966
通信費(事業)	215,748
運搬配送費(事業)	13,434,968
車両費(事業)	909,716
印刷製本費(事業)	264,940
研修費(事業)	8,416
支払手数料(事業)	125,853
保険料(事業)	36,452
リース料(事業)	383,350
諸会費(事業)	8,000
租税公課(事業)	21,800
減価償却費(事業)	215,928
雑費(事業)	70,240

その他経費計

18,125,661

事業費計

22,339,740

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

**【管理費】**

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

通 信 費 30,102

会 議 費 330

顧 問 料 99,000

その他経費計 129,432

管理費 計 129,432

経常費用 計 22,469,172

当期経常増減額 2,327,071

**【経常外収益】**

経常外収益 計 0

**【経常外費用】**

経常外費用 計 0

税引前当期正味財産増減額 2,327,071

当期正味財産増減額 2,327,071

前期繰越正味財産額 3,112,514

次期繰越正味財産額 5,439,585

# 貸借対照表

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

[税込] (単位: 円)  
令和5年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	178,347		
当座預金	2,487,634		
普通預金	4,184,519		
現金・預金計	<u>6,850,500</u>		
(売上債権)			
未収金	739,385		
売上債権計	<u>739,385</u>		
(棚卸資産)			
貯蔵品	8,120		
棚卸資産計	<u>8,120</u>		
(その他流動資産)			
前払金	16,392		
その他流動資産計	<u>16,392</u>		
流動資産合計		<u>7,614,397</u>	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器備品	528,636		
有形固定資産計	<u>528,636</u>		
固定資産合計		<u>528,636</u>	
資産合計			<u>8,143,033</u>
《負債の部》			
【流動負債】			
未払金	2,521,989		
前受金	164,000		
預り金	17,459		
流動負債合計	<u>2,703,448</u>		
負債合計			<u>2,703,448</u>
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		3,112,514	
当期正味財産増減額		<u>2,327,071</u>	
正味財産合計			<u>5,439,585</u>
負債及び正味財産合計			<u>8,143,033</u>

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

[税込] (単位: 円)  
令和5年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現 金	178,347
当座 預金	2,487,634
ゆうちょ銀行 / 009店 / 00980-5-239269	(2,487,634)
普通 預金	4,184,519
ゆうちょ銀行 / 14500-27095791	(3,498,814)
南都銀行 / 天理支店 No.2354075	(685,705)
現金・預金 計	6,850,500

(売上債権)

未 収 金	739,385
奈良県未利用食品活用促進事業費 2021年度分	(739,385)
売上債権 計	739,385

(棚卸資産)

貯 蔵 品	8,120
収入印紙	(5,600)
切手	(2,520)
棚卸資産 計	8,120

(その他流動資産)

前 払 金	16,392
参加費・手数料・会場費	(5,392)
警備保障 令和5年4月分	(11,000)
その他流動資産 計	16,392

流動資産合計

7,614,397

### 【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品	528,636
8品目 (減価償却資産集計表記載)	(528,636)
有形固定資産 計	528,636

固定資産合計

528,636

資産合計

8,143,033

## 《負債の部》

### 【流動負債】

未 払 金	2,521,989
人件費 3名分 R5年3月分	(488,245)
経費 6件分 R5年3月分	(159,756)
奈良市委託事業費精算返金 2022年度分	(1,873,988)
前 受 金	164,000
会費 2023年度分	(164,000)
預 り 金	17,459
源泉所得税 R5年1月～3月分	(17,459)

流動負債合計

2,703,448

負債合計

2,703,448

正味財産

5,439,585

## 財務諸表の注記

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

令和5年 3月31日 現在

### 【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

#### (1). 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

#### (2). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 【事業費の内訳】

事業費の区分は別紙の通りです。

### 【使途等が制約された寄付等の内訳】

該当なし

### 【固定資産の増減内訳】

【税込】(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
什器 備品	1,098,999	220,000	0	1,318,999	△ 790,363	528,636
合計	1,098,999	220,000	0	1,318,999	△ 790,363	528,636

### 【役員及びその近親者との取引の内容】

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

該当なし

## 事業費の内訳（別紙）

特定非営利活動法人 フードバンク奈良

令和5年 3月31日 現在

【税込】(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	奈良県米利用食品活用促進事業	奈良市フードバンク事業	奈良市フードバンク(宅食)事業	積水の助成事業	合計
(人件費)						
職員給与(事業)	54,000		3,207,600		162,000	3,423,600
ボランティア謝金(事業)	55,700	175,277	158,786			389,763
法定福利費(事業)			4,456			4,456
通勤費(事業)	11,280		351,140		33,840	396,260
人件費計	120,980	175,277	3,721,982	0	195,840	4,214,079
(その他経費)						
諸謝金	20,568		20,568			41,136
消耗品費(事業)	27,821	142,490	658,918	9,086		838,315
備品費(事業)		88,682	150,320			239,002
食糧費(事業)			348,605	261,128		609,733
業務委託費(事業)	31,088	153,808	314,490	13,200	16,512	529,098
旅費交通費(事業)	10,926	51,750	97,732		12,558	172,966
通信費(事業)	678	2,378	173,390	39,302		215,748
運搬配送費(事業)		3,000	13,288,968	143,000		13,434,968
車両費(事業)	1,140	76,790	795,494	36,292		909,716
印刷製本費(事業)	25,545	40,210	110,715		88,470	264,940
研修費(事業)		5,000	600	2,816		8,416
支払手数料(事業)	3,853		92,810	28,710	480	125,853
保険料(事業)	5,000		31,452			36,452
リース料(事業)			139,150	244,200		383,350
諸会費(事業)	8,000					8,000
租税公課(事業)	1,400		20,400			21,800
減価償却費(事業)	105,110		110,818			215,928
雑費(事業)	49,640		20,600			70,240
その他経費計	290,769	564,108	16,375,030	777,734	118,020	18,125,661
合計	411,749	739,385	20,097,012	777,734	313,860	22,339,740

